

令和5年度 第1回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催日時

令和5年4月20日(木) 10:40~12:00

2. 開催場所

県庁17階 1704会議室

3. 出席者

委員の定数 13名

出席委員 8名

4. 議題

議第1号 遊漁規則の一部変更について(諮問)

議第2号 小型機船底びき網漁業の制限措置について(諮問)

報告事項 ニジマスの漁業権魚種への追加について

その他

5. 議事の経過

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発言内容
<b>開 会</b>	
事 務 局	本委員会定数13名中8名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることを報告。
会 長	議事録署名者を依頼。
議第1号 遊漁規則の一部変更について（諮問）	
事 務 局	<p>漁業法第170条第4項に基づき岐阜県知事から内水面漁場管理委員会に諮問されたもの。遊漁規則の変更については、漁業法第170条第5項の規定により、「遊漁を不当に制限するものでないこと。」及び「遊漁料金の額が増殖及び管理の費用に比して妥当なものであること。」が認可要件。</p> <p>申請漁業協同組合は、根尾川筋漁協</p> <p>○各漁協の変更内容</p> <p style="padding-left: 2em;">内共第8号 根尾川筋漁協</p> <p style="padding-left: 2em;">【変更内容】</p> <p style="padding-left: 2em;">釣り専用区及び鮎ルアー専用区の新規開設</p> <p style="padding-left: 2em;">【変更理由】</p> <p style="padding-left: 2em;">釣り専用区として、当該区域においては支流ごとに網漁を禁止していたが、遊漁者の誘客のため、より広範囲で網漁を禁止するもの。他の釣りとのトラブルを避けるため、鮎のルアー釣のみの専用区を設けるものです</p> <p style="padding-left: 2em;">【妥当性】</p> <p style="padding-left: 2em;">行使規則も同様に変更することとしており、遊漁を不当に制限するものではなく、遊漁者の利便性を高める取り組みである</p>
「意見及び異議なし」で答申することを決定	
議第2号 小型機船底びき網漁業の制限措置について（諮問）	
事 務 局	<p>令和4年3月24日付けで、県内漁場で船舶を用いてしじみ掻き漁法などの底引き網漁を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに岐阜県内水面漁場管理委員会への届出を指示したところ23隻の届出があり、小型機船底びき網漁業の実態があることが把握できたことから、知事許可漁業へ移行。岐阜県漁業調整規則第11条に基づき、制限措置の内容及び申請すべき期間について内水面漁場管理委員会へ諮問を受けたもの。</p> <p style="padding-left: 2em;">制限措置の内容</p>

	<p>漁業種類：手繰第3種漁業（しじみ掻き漁業）</p> <p>許可又は起業の認可をすべき船舶等の数：23隻</p> <p>許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数：3トン未満</p> <p>推進機関の馬力数：260kW（60馬力）</p> <p>操業区域：今尾橋の右岸上流端から上流三百メートルの点と今尾橋の左岸上流端から上流三百メートルの点を結ぶ線より下流の岐阜地域の揖斐川</p> <p>漁業時期：1月1日から12月31日まで。ただし、海津橋下流端より上流は5月10日から7月31日までを除く</p> <p>許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格：海津市に住所を有する漁業者又は漁業従事者</p> <p>許可又は起業の認可を申請すべき期間：2023年6月1日から同6月30日まで</p> <p>許可の有効期間：2023年8月1日から2028年7月31日まで</p>
委員	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が23となっているが、これは実態に合わせたものと思われるが、これ以外の方が手を挙げた場合に23隻以上は認められないのか。
事務局	ご指摘のとおり
委員	今後、23隻を割り込んだ場合には次回の知事許可の数は減るものなのか
事務局	許可漁業は資源を守るために制限されているものであることから、減る可能性はある。廃業される方で、新規に起業したい方は書き換え交付や相続等の手続きもある。
委員	資源保護が目的であれば、船舶数ではなく総トン数等の制限はできるのか。
事務局	岐阜県漁業調整規則において船舶ごとに許可することになっている。
「意見及び異議なし」で答申することを決定	
報告事項	ニジマスの漁業権魚種への追加について
事務局	<p>今後のニジマスの利用に関する議論の方向性について報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、ニジマス漁業権魚種としている漁場は18漁協の20漁場で、県内のすべての水系に設定</li> <li>・次の免許切替の漁場計画において、揖斐川水系の1漁場が削除、長良川水系の1漁場が追加、飛騨川水系の3漁場が追加を計画</li> <li>・ニジマスの漁業利用のメリットは、禁漁期がなく周年利用が可能なこ</li> </ul>

	<p>と、在来魚と比較して釣られやすく、初心者の拡大に寄与しやすいこと、種苗生産が容易なため種苗が安価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニジマスの漁業利用のデメリットは、在来生物への直接的な影響、在来魚の再生産への影響等の生態系リスク</li> <li>・生態系リスクの回避策として、放流場所の限定によるリスクの最小化や再生産しない種苗（バイテク魚）の利用による生態系リスクの削減</li> <li>・バイテク魚の放流への利用ルールは、水産庁からの「三倍体魚等の水産生物の利用要領」は廃止されており、沿岸漁場整備開発法に基づき水産庁が策定した「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」では内水面は該当しない。</li> <li>・海外から輸入された海面養殖用のニジマスはバイテク魚</li> <li>・岐阜県水産業振興計画には、溪流魚のゾーニング管理を推奨</li> <li>・今後の方向性として、県内産3倍体ニジマスの放流種苗の利用を検討</li> </ul>
委 員	<p>これまで、漁獲したニジマスの胃から、アマゴやイワナ、アユなどが出てきたことはあるのか。情報ないようであれば今後調べていただきたい。揖斐川で漁業権魚種からニジマスを削除する場所があるがその理由は。</p>
事 務 局	<p>胃内容物から在来魚が出てきたという情報は持っていないが、おそらく食べているだろう。</p>
委 員	<p>ニジマス削除の理由は遊漁者からやめてほしいとの要望があったため。</p>
委 員	<p>ニジマスを釣り大会で利用している例が多くあるが、10月以降が多いように感じている。なぜか。</p>
事 務 局	<p>ニジマスは釣られやすいため釣り大会などでの利用が多い。10月以降はアマゴやイワナなどの溪流魚が禁漁となるため、ニジマスの利用が多くなる。</p>
委 員	<p>漁協にとってのニジマスの利用価値は理解できる。一方で、開放系の水系への放流はリスクが大きいのではないか。バイテク魚の利用は理解できるが、その前に放流場所を閉鎖水域に限るような制限ができないか。大型のニジマスを釣りたいという遊漁者がどの程度いるのか。</p>
事 務 局	<p>ニジマスの管理釣り場の遊漁者は、秋から春に溪流魚が禁漁の期間に利用している人が多いようだ。県外には大型のニジマスを利用することで、漁協経営を改善した例もある。</p>
委 員	<p>先行事例を参考にしては、漁協間で遊漁者の奪い合いになるだけではないか。放流への制限は必要と考えている。</p>

委員	ニジマスを利用して稼いでいこうということは理解できるが、今の若者は想像以上に環境意識が高く、外来種の悪影響についても学校教育で教えている。そのあたりへの配慮も必要と考えている。
事務局	県としては、溪流魚はゾーニング管理が必要。冬季に利用していない漁場を有効活用することを目指している。
委員	若者が生態系に関してすごく敏感であるという話ですが、大学生へのアンケートで漁協が生態系に悪影響を与えていると回答する生徒が70-80%もいる。それだけではないことは学生には伝えているが、放流や外来魚の利用ということに嫌悪感を持っている学生は多い。
委員	3倍体ニジマスの成長は。
事務局	成熟しないので通常魚よりも成長が良い。寿命も長くなるとは聞いていない。
委員	3倍体の生産コストがアマゴやイワナと変わらないということはないのか。
事務局	アマゴやイワナよりは確実に安くできる。
委員	ニジマスについては県として方針をしっかりと決めてもらえればその方針に従う。
事務局	ニジマスを産業利用外来種としたのは、国としての方針である。また、新規に漁業権魚種への追加を希望する漁協と、継続して利用している漁場を公平に取り扱う必要がある。
委員	子供たちが釣りを体験できる場所がないため、網を張ってその中にニジマスを入れて釣り体験をさせている。やはり、生態系に配慮した産業管理外来種の利用体制の構築が必要と考えている。
事務局	6月の委員会にむけて、各漁協のニジマスの利用実態を調査するとともに、利用方針を作成してお示しできればと考えている。
その他	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年4月18日に高山市で行われた飛騨会場の公聴会の状況について報告</li> <li>・全国内水面漁場管理委員会連合会の総会について報告</li> </ul>
意見なし	
閉会	
事務局	会長が挨拶し、閉会を宣言。